

バスケットボールスクール 会員規約

【運営】

広島ドラゴンフライズバスケットボールスクール(以下「当スクール」)は、一部業務受託 校を除いて株式会社広島ドラゴンフライズが運営いたします。

※業務受託校…グリーンアリーナ校、岩国校、三原校、祇園校、廿日市校

【理念】

当スクールは、B.LEAGUE に参加するトップチームを頂点とする一貫型ピラミッドシステムを構築しており日本一の選手育成プログラムを開発し、日本一のバスケットボール普及、育成のできるクラブを目指します。

年代別に個人の成長に合わせた指導による競技力向上および普及に努めるとともに バスケットボールを通じた青少年の健全育成と、スポーツ文化の発展に寄与することを目 指します。

世界的に活躍する人材の発掘、育成に尽力し、日本の中でも「人材育成の広島」と呼ばれる特別なクラブを目指します。

【スクールの構成】

当スクールは、以下の年齢層を対象としたスクールとして構成します。

- 1. kids(3 歳~5 歳)
- 2. U-10(小学校 1 年生~4 年生)
- 3. U-12 (小学 1 年生~6 年生)
- 4. U-15(小学5年生~中学3年生)
- 5. U-18(中学1年生~高校3年生)

【入会資格及び手続き】

当スクールに入会する方(以下「スクール生」)は、当スクール会員規約にご同意頂いた上で、所定のインターネット申込みフォームに必要事項を入力し情報を送信ください。また、場合により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

【年会費・月謝・教具費のお支払いについて】

無料体験に参加後、ご入会を希望される場合は翌月からの正式入会となります。

インターネット入会申込の完了後、無料体験参加月はご入会予定のクラスのみ無料でご参加いただけます。

年会費、教具費ならびに月謝の初回の引落は、正式入会月の27日(土日祝の場合は翌営業日)から開始となります。

月謝の日割りでのお支払いには対応しておりませんので、予めご了承ください。

引落ができなかった場合は会員から当スクール指定口座へ、指定の期限までにご入金いただきます。その際の金融機関への振込手数料(消費税含む)は会員負担とします。誤って入金した場合のご返金にかかる手数料も同様とします。

※お支払い頂いた年会費・月謝・教具費に関しては、いかなる場合も返金いたしません。

年会金・月謝・教具費の入金を確認できない場合には、受講できませんのでご注意ください。 年会費/11,000円(税込)(スポーツ保険料を含む)※入会月より1年猶予

教具費/11,000円(税込)(教具は毎年度変更)※毎年度発生

※教具費については毎年度につき1回の引き落としとなります。

例)3月のお申し込み、4月の受講開始の場合、4月からの引き落としとなります。

※一部業務受託校については年会費、教具費は不要です。

年会費・教具費不要のスクール…グリーンアリーナ校、廿日市校

【教具(ウェア)】

当スクールに参加の際は、指定の教具(ウェア)を着用ください。

※入会手続き完了より約 1 ヶ月後を目処にお渡しします。それまでは、運動しやすい服装を着用してください。

【活動回数】

年間40回実施いたします。

但し天災、交通事情、台風等の悪天候、集団疾病によりスクールの開催が困難、その他の理由により施設が閉鎖ならびに臨時休館した場合、開催できない場合があります。

原則として振替日を設けることとしますが規定の年間40回実施が満たない場合がございますので恐れ入りますが予めご了承ください。

スクール開催日の決定及び日程調整は当スクールに一任するものとします。

やむを得ない状況であれ原則として月謝は返金しないものとします。

【休校・振替】

下記のいずれかに該当する場合は、当スクールを休校できるものとします。

- ・天災、交通事情、台風等の悪天候、集団疾病によりスクールの開催が困難であると判断し た時
- ・施設の改修工事、イベント等で会場が使用できない場合
- ・その他、不可抗力によりスクールの開催が不可能と当社が判断した時

※休校の場合は、原則として振替日を設けることとしますが、災害や、災害の起こる時期などの事情によって振替ができない場合もございますので予めご了承下さい。

【会場】

当スクールのメイン会場が施設の整備・イベント等、または当スクールの都合により一時的 に変更となる場合、前回の練習時までにスクール事務局又は担当コーチよりご案内致しま す。

【保険】

当スクールの保険などに関しては、全て「CHUBB 損害保険」にて取り扱うものとします。 当スクールにて負傷し、通院した旨を申告した場合に限り、保険適用の範囲内で通院費等、 完治までの責任を負うものとする。

【負傷時の処置】

スクール生が負傷した場合は、当スクールのコーチ又はスタッフが応急処置を行います。 当スクールの管轄外で生じた事故等による負傷、又は当スクールの管理内であってもコー チ又はスタッフの指示に従わないことに起因する事故、又はそれに伴う負傷については、当 スクールはその責任を一切負いかねます。

【休会】

病気や怪我等やむを得ない事情により、1 ヶ月以上スクールを休校する場合は休会することが出来ます。休会届に必要事項を記入し当スクール事務局にFAXまたは郵送にてご提出ください。

休会期間中の受講料は不要です。病気や怪我等以外の理由で休会を希望する方は、休会する前月 15 日までに所定の休会届けに必要事項を 記入し当スクール事務局にFAXまたは郵送にてご提出ください。休会の期間は原則 3 ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとします。 3 ヶ月目までに復会されない場合は、退会となります。 ※1ヶ月は単月とします。

【退会】

退会される場合は、退会する前月 15 日までに所定の退会届に必要事項を記入し、当スクール事務局に FAX または郵送にてご提出ください。

【再入会】

退会後、入会より 1 年以内に再度当スクールを受講する場合には、年会費無しで再入会することが出来ます。この際、月謝は再入会月から発生します。

【会員除名】

当スクールの名誉を傷つけ秩序を乱す行為など、会員としてふさわしくないとスクールス タッフ及びスクール事務局が判断した場合は、会員除名処分とします。 除名の際、既に支 払われた年会費、教具費及び月謝は返還しないものとします。

【事務局からの連絡】

当スクールのスケジュール変更等の際には、電子メールにてご連絡させて頂きます。 当スクールのメールアドレス「<u>school@hiroshimadragonflies.com</u>」からの電子メールを受信 できるよう設定をお願いいたします。なお確認漏れや所有するパソコン、携帯電話などの通 信機器の不具合により、メールが確認できずスクール生に不利益となる事態が生じた場合、 責任等は一切負いかねますので、予めご了承ください。

【スクールへの連絡】

体調不良などによりスクールを欠席する場合入会、休会、退会、その他のご連絡は以下へ お問い合わせください。

<お問い合わせについて>

広島ドラゴンフライズバスケットボールスクール事務局

〒733-0834 広島市西区草津新町 2-15-17 高橋ビル 2F

電話:082-270-3007

E-mail: school@hiroshimadragonflies.com

【個人情報の取り扱い】

当社は、スクール生の個人情報を、関係法令及び当社が定める「個人情報方針」に従って取り扱うものとし、スクール生はこれを承諾するものとします。

【個人情報利用】

当社は、取得したスクール生の個人情報を以下の目的で使用します。

- ・スクール生向けホームゲームチケット販売、グッズ販売
- ・スクール生向け特典(サービス・商品)の案内、提供
- ・当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
- ・各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
- ・お問い合わせ、依頼等への対応
- ・スクール並びに当社の活動を広報するための練習風景等の写真使用

【各校の担当講師について】

当スクールでは、年度を通じて当該スクールに担当講師(メインコーチ)1名を置き、指導にあたるのを基本方針としております。ただし、新規開校や講師の入れ替えなどにより、メインコーチが年度中に交代する可能性もございます。予めご了承ください。

なお、怪我や体調不良等により、メインコーチが臨時で欠席する場合がございます。その場合、当該の日程のみ原則としてスクール担当副講師 (サブコーチ) が指導に当たります。予めご了承ください。

【器物破損】

会員が本施設内で故意に器物を破損した場合の修復については、会員の責任と負担になります。当スクールは一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。

【反社会的勢力の排除】

当スクールは入会申込者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団(集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団)及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。)又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等(以下、まとめて「反社会的勢力等」という)に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができるものとします。

当スクール会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、当スクールは、支払済みの会費を払い戻すことなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

【規約の改正】

当社は、必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は 本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の 変更について当社より変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場 合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

【附則】

本規約は、2020年4月1日から施行します。